

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月～

第1節 鉄道

第1節 鉄道

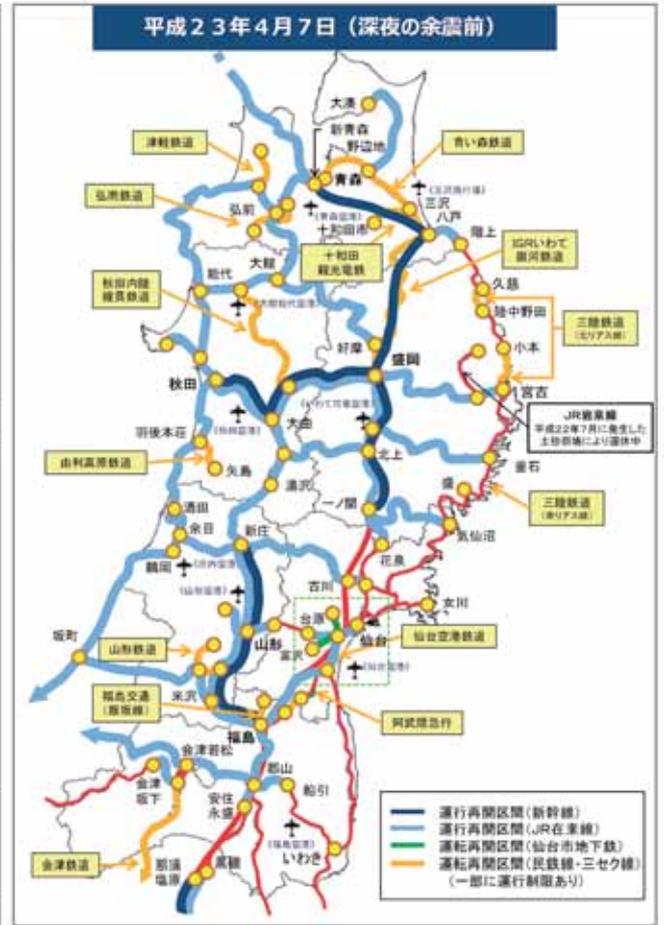


震災直後、全国で約4070kmの鉄道が運転を見合わせ、東北沿岸部では列車や駅舎が跡形もなく流されるなど、目を覆いたくなるような惨状であった。

そのような状況の中、東北運輸局は、被災施設の復旧工事や運休区間の代替輸送の確保等、運行再開に向けた取組が円滑に進むよう、様々な支援を行った。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	JR東日本仙台支社へ鉄道部職員1名を派遣し情報収集。(～12日)
平成23年3月13日	JR仙台駅及び東北新幹線(長町付近)に鉄道部職員2名を派遣し被災状況を調査。
平成23年3月13日	管内の鉄道運行情報等についてホームページへ掲載。(以後毎日更新)
平成23年3月16日	東北運輸局長からJR東日本仙台支社長に対し「東北新幹線の1日も早い復旧」を要請。
平成23年3月17日	<u>東北電力会長に対し「日本海側ルートを使って油輸送をするJR貨物列車の運行に係る計画停電の抑止」を要請。</u>
平成23年3月17日	甚大な被害を受けた三陸鉄道に対し、4月中旬に支払予定であった補助金を3月30日に前倒して支給することを決定。
平成23年3月18日	<u>JR東日本の東北新幹線被災調査用自動車330両に対し、優先給油が可能となる「緊急車両証明証」を発行。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月21日：東北新幹線の復旧工事用自動車257両 ・ 3月22日：東北新幹線の復旧工事用自動車205両 (合計//JR東日本等44社に792枚を発行) 秋田新幹線(秋田～盛岡)運行再開
平成23年3月18日	
平成23年3月19日	JR貨物(日本海・青森ルート)油輸送列車が盛岡に到着。
平成23年3月25日	<u>「仙台空港再開に向けたアクセス確保検討会議」を設置。</u> 仙台空港アクセス鉄道の代替輸送について関係者で検討を開始。
平成23年3月26日	JR貨物(日本海・磐越西線ルート)油輸送列車が郡山に到着。
平成23年3月31日	山形新幹線(新庄～福島)運行再開
平成23年4月7日	東北新幹線(盛岡～一ノ関)運行再開 — 深夜の余震により東北の鉄道はほぼ全線で運休 —
平成23年4月11日	山形新幹線(新庄～福島)運行再開
平成23年4月12日	東北新幹線(那須塩原～福島)運行再開
平成23年4月13日	東北新幹線(新青森～盛岡)運行再開
平成23年4月13日	仙台空港の運航再開に合わせ、運休中の仙台空港鉄道の代替として、仙台空港～名取駅・仙台駅を結ぶアクセスバスの運行を開始。

■鉄道復旧・運休状況



震災発生直後、東北管内の全ての鉄道で一旦運行が停止された。各鉄道事業者は被災の状況に応じ社内体制等を整え、鉄道施設等の点検、復旧工事に取りかかった。

運行再開区間は徐々に延伸され、山形新幹線全線（福島駅～新庄駅間）が3月31日に運行を再開、東北新幹線は3月22日に新青森駅～盛岡駅間、4月7日（午後）には一ノ関駅まで運行を再開していた。

ところが、4月7日深夜、仙台市等において震度6強を記録する余震が発生した。

この余震により東北地方ほぼ全域で再び運休が発生し（施設の点検によるものを含む）、一度は運行を再開した東北新幹線の一ノ関駅以北の区間やJR山田線、JR釜石線、JR大船渡線の一部区間のほか、宮城県内のJR東北本線も大きな被害を受け、再び暫くの間、運休が続くこととなった。



仙台市近郊の復旧状況（平成23年4月7日）

■ JR貨物による緊急油輸送への支援

震災直後、被災地で枯渇していた油を届けるため、寸断されていた東北本線を迂回し、新潟經由日本海・青森ルートで盛岡へ、或いは、新潟經由磐越西線ルートで郡山へ油を輸送する緊急石油列車の運行が計画されていた。

また、当時は電力需給の逼迫による計画停電も想定されていたため、当該列車の運行に際し、東北運輸局長から東北電力会長に対し「JR貨物の緊急石油列車の運行に影響する計画停電の見合わせ」を要請し、了承された。



磐越西線を走るJR貨物の「緊急石油列車」
(平成23年3月26日～4月20日)

緊急油輸送ルート図



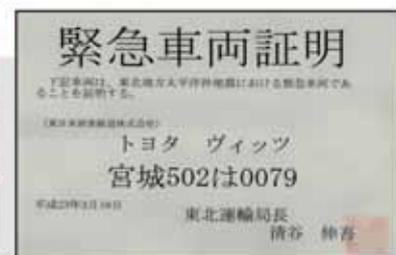
■ 優先給油のための緊急車両証明証の発行

震災後1ヶ月程度は仙台を中心とした被災地の自動車燃料が枯渇しており、被災した東北新幹線等の調査・点検を行うJR車両(自動車)が十分に稼働することができず、早期復旧に向けた障害となっていた。

東北運輸局ではJR東日本の要請に応じ、石油卸売事業者との調整後、東北新幹線の被災調査・復旧作業用車両に対し、宮城県内の緊急車両用ガソリンスタンドで優先給油が可能となる「緊急車両証明証」を発行した。

この証明証は、地震直後の3月18日以降、JR東日本と施工会社44社792両に発行し、東北新幹線の早期復旧に大きく寄与した(その他にもJR貨物(磐越線経由の緊急油輸送関係)や仙台市交通局、仙台臨海鉄道にも同様の証明証を発行した)。

給油制限をしていたガソリンスタンドでも、緊急車両証明証により優先給油が可能に



■仙台空港再開に向けたアクセス確保検討会議

津波により仙台空港（宮城県名取市・岩沼市）も甚大な被害を被ったものの、同じく被災した仙台空港鉄道に先行して運航再開するものと見込まれていた。

そこで、3月25日、「仙台空港再開に向けたアクセス確保検討会議（事務局：東北運輸局鉄道部）」を設置し、仙台空港における民間機の運航再開に向けた仙台市内等への緊急的・暫定的なアクセス手段についての検討を開始した。

この検討会議には、最終的にバス事業者やタクシー事業者等も加わり、仙台空港の暫定開業日となった4月13日迄の間に、現地調査を含めて4回の会議を開催した。

その結果、開業初日にはフライトスケジュールと連動した仙台空港～仙台駅・名取駅間の連絡バスや、空港と市内等とを結ぶタクシーの運行が行われ、混乱なく空港の暫定開業を迎えることができた。

検討会議メンバー

宮城県（土木部空港臨空地域課）、（社）宮城県バス協会
 仙台空港鉄道（株）、仙台空港ビル（株）
 東京航空局仙台空港事務所、東北運輸局（鉄道部・自動車交通部・宮城運輸支局）

会議開催状況

第1回 H23.3.25（検討会設置）
第2回 H23.3.31（現地調査実施）
第3回 H23.4.6
第4回 H23.4.11 （バス事業者、タクシー事業者等も参加）



運行開始当初のイメージ



仙台空港ターミナルビル前のバス乗り場 H23.4.13

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月～

第2節 地域公共交通

第2節 地域公共交通



津波により社屋が損壊、車両が大破・水没・流出する等、バス事業者も甚大な被害を受けた。

東北運輸局は、東北新幹線をはじめとした鉄道網が寸断された状況において、避難や支援に向かう人々の交通手段を一日も早く確保するため、緊急対応を行った。

内陸に打ち上げられた大型船の前を走る、東京都から譲渡されたバス（気仙沼市）

年月日	東北運輸局の対応等（バス関連）
平成23年3月11日	震災直後から、各県乗合バス事業者へ電話にて情報収集を開始するも、連絡が取れたのは5社のみ。
平成23年3月12日	自動車交通局長通達発出（各地方運輸局長あて） 「東北地方太平洋沖地震の発生に対応したバス輸送の確保等について」により、必要なバス輸送の迅速な確保を要請。
平成23年3月13日	管内の乗合バス事業者の運行情報等についてホームページへ掲載。（以後毎日更新）
平成23年3月14日	本省から警察庁へ、高速バス事業者に対する緊急通行車両確認標章の交付を要請。警察庁了承。
平成23年3月15日	管内のバス事業者が緊急通行車両確認標章の交付を受け、 <u>一般道を走行していた仙台～新潟便を高速道路経由に切替え</u> 。以後、順次各路線が高速道路を使用して運行。
平成23年3月16日	自動車交通局長通達発出。 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」 <u>山形空港～山形市内を結ぶ乗合バスを運行開始し、利便性を確保。</u>
平成23年3月18日	自動車交通局長通達発出。 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について（平成19年）」の柔軟な運用について」
平成23年3月25日	「仙台空港再開に向けたアクセス確保検討会議」を設置。 仙台空港アクセス鉄道の代替輸送について関係者で検討を開始。
平成23年3月27日	<u>山形空港と仙台駅前を直結する高速バスの運行開始。</u>
平成23年4月13日	<u>仙台空港の運航再開に合わせ、運休中の仙台空港鉄道の代替として、仙台空港～名取駅・仙台駅を結ぶアクセスバスの運行を開始。</u> (平成23年9月30日の運行終了まで、約19万人の乗客を運んだ。)



岩手県立山田高校(避難所)から内陸の避難先へ向かうバス：岩手県北自動車(株)(山田町)
H23.3



被災した車両：大安タクシー(株)(大槌町)
H23.3

年月日	東北運輸局の対応等(タクシー関連)
平成23年3月11日	震災直後から、各県タクシー事業者へ電話等にて情報収集を開始。
平成23年3月14日～	管内各支局あてLPガススタンド等におけるLPガス保有状態に関する調査実施を指示。
平成23年3月15日	東北ハイタク連合会が社団法人LPガス協会常務理事あて「被災地におけるLPガス等燃料供給体制の確保」について、要請書を提出。
平成23年3月16日	全国乗用自動車連合会が資源エネルギー庁、本省自動車交通局長あて「被災地におけるLPガス等燃料供給体制の確保」について陳情書を提出。
平成23年3月18日	自動車交通局長事務連絡により、ガソリン不足の状態が解消されるまでの間、自社のタクシー車両を使った社員の送り迎えを特例的に容認。
平成23年3月18日 ～22日	盛岡市、仙台市、福島市の県協会支部や事業者が緊急の輸送体制を早期に確立。ある程度の燃料が調達されたため、タクシーでの遠距離利用の方々に相談窓口を開設。
平成23年3月22日 ～4月4日	岩手県、宮城県、山形県の4事業者が、医療・人道援助国際NGO「国境なき医師団」のメンバーを空港(山形空港・花巻空港)と被災地拠点(宮城県栗原市築館のホテル)間を無償で送迎。(全タク連が運賃を負担)
平成23年3月30日	石巻市において現地調査を実施し、緊急的な営業区域拡大の必要性を検討。
平成23年4月13日	仙台空港鉄道が未復旧での仙台空港の運航再開に合わせ、仙台空港に常駐する車両数を増強し、臨時便やダイヤ変更に対応。 (震災前：3社17両 → 6社40両)

■代替交通の確保

首都圏～仙台へのアクセス確保

東北新幹線が運休となり、首都圏と被災地との主要交通手段が断絶した。

このため、警察庁の了解を取り付け、平成23年3月14日から高速バスを緊急車両に指定し、仙台～新潟間的高速バスの運行を速やかに再開させた。
(左図)

また、予約制乗合タクシーのみであった山形空港から山形市内間について、山形空港発着便のダイヤにあわせたバスを3月16日から運行させたことにより、山形～仙台間的高速バスとあわせ、東京から仙台までのアクセスを強化した。
(右図)



山形空港バス乗り場の様子
H23.3.16



空港アクセス確保

平成23年3月下旬、仙台空港で民間機の運航が再開されるとの情報が入ったため、空港鉄道の再開を待つことなく、空港と仙台市中心部を結ぶアクセスの確保が必要となり、対策を講じるための検討に入った。(P17参照)

検討の結果、空港と仙台駅間を結ぶ直通アクセスバスを運行することが最善の策ということになり、バス協会に対してアクセスバスの運行等を要請した。

バス協会の呼びかけにより18事業者が運行(幹事会社がダイヤ設定)を行うことになり、平成23年4月13日の仙台空港再開に合わせ、計画どおりアクセスバスの運行を開始した。

東北運輸局においても円滑な乗継ぎのためバスのダイヤをホームページで公表し、空港利用者及び空港関係者の利便を図った。

空港再開の当初、臨時ダイヤで運行する航空便の離発着時間に合わせ、バスダイヤを設定。バス利用者数は予測ができないことから、常に続行便対応ができるようにバスを待機させていた。



仙台市営地下鉄代替バスの改善



代替バスを待つ人々で溢れる仙台市営地下鉄泉中央駅バス乗り場（仙台市）
H23.3



（上）待機するバスの列
（右上・下）整理員の指示により整然と並ぶ乗客
（仙台市）H23.3.23



仙台市営地下鉄 泉中央～台原間の運休を受け、平成23年3月14日より無料代替バスを運行させたが、泉中央駅にバス待ちの長蛇の列が発生。

このため、バスの増強（14両→25両）、列の整理員の配置、道路のバス専用レーンを確保した。さらに、4月1日より黒松～台原間のバス路線の開設等の調整を通じて、待ち時間の縮減を図った。（90分→15分）

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月

第3節 観光

第3節 観光



東北地方の観光施設は、太平洋沿岸部を中心に大きな被害を受けた。しかし、旅館・ホテルによって物的被害よりも深刻だったのは、予約のキャンセルによる損失であり、その数は判明しただけで18万人にもものぼった（観光庁調査）。

東北運輸局は、被災者支援として営業可能な宿泊施設への二次避難に係る調整や、風評被害の拡大を最小限に留めるべくキャンセルが相次ぐ旅行関係事業者の支援に取り組んだ。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	管轄する政府登録旅館に対し、施設の被害状況や宿泊客の安否確認を実施。停電や電話回線の不通により殆どの地域にて連絡不能。
平成23年3月13日	ホテル・旅館の営業状況についてHPにて公表。（以後毎日更新）
平成23年3月16日	「東北地方太平洋沖地震等への対応について（周知依頼）」（観光庁観光産業課/観光産業高度化企画官事務連絡）により日本旅行業協会長に対し、正確な情報収集及び旅行者への情報提供を図るよう依頼。
平成23年3月21日～ 平成23年5月3日	福島県庁へ企画観光部職員1名を派遣し、二次避難に関する業務の調整を実施。
平成23年3月24日	「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」（観産第660号）により、災害救助法の制度を活用した県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れ支援を都道府県へ通知。
平成23年3月29日	観光復興にスピード感を持って取り組むため、 <u>ワーキンググループ</u> を設置。以後週1度のペースで開催。（メンバーは、東北観光推進機構・東北経済連合会・仙台商工会議所・観光関係団体）
平成23年4月3日	<u>国際観光旅館連盟東北支部長を招き、観光庁と東北運輸局による懇談会を開催</u> 。被害状況や国に対する要望をヒアリング。
平成23年4月12日	「東日本大震災及び福島原子力発電所事故等に起因した風評被害の防止について（周知依頼）」（観産第26号）により観光関係団体に対し、正確な情報収集及び営業している観光施設についての積極的な情報発信の周知徹底を依頼。

■東北観光復興ワーキンググループの設置

観光復興にスピード感を持って取り組むため、平成23年3月29日に東北観光推進機構・東北経済連合会・仙台商工会議所・観光関係各団体をメンバーとしたワーキンググループを設置した。

以後週1度のペースで会合を開き、情報共有や復興に向けた取組みについて議論を重ねた。

(実現した主な取組は第2章(P66)を参照。)

WGメンバー

- 東北運輸局
- 東北観光推進機構(事務局)
- 東北経済連合会
- 東北六県商工会議所連合会
(仙台商工会議所)
- JR東日本仙台支社
- JATA東北支部
- 国観連東北支部
- 日観協東北支部
- 宮城県観光課(オブザーバー)

■観光関係者へのヒアリング

震災発生から約3週間後の平成23年4月3日、ホテルや旅館の被災状況や経営状況などについて関係者から直接話を伺うため、東北運輸局において国際観光旅館連盟の東北支部長等、観光庁と東北運輸局による懇談の場を設けた。

その際に、各県施設の直接的な被害状況やキャンセル状況などが報告され、この先の旅館経営の見通しが全く立たないなどの状況を把握することができた。

さらに、今後の国に対する要望として、復旧経費の低金利による貸し出し制度の創設、旅行エージェン特に対する東北に向けたツアー造成の協力要請などが寄せられた。



国際観光旅館連盟と観光庁、運輸局の懇談会
(東北運輸局) H23.4.3



松島町長はじめ観光関係者と観光庁、運輸局の懇談会
(松島町) H23.4.3

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月～

第4節 造船

第4節 造船



造船所の施設・設備は、地盤沈下や津波により損壊・浸水・流出し、建造途中の船舶は津波により沈没・座礁するなど、甚大な被害が発生した。

東北運輸局は、造船所等の早期事業再開に向け、通信・交通手段が絶たれる中、被害状況と要望事項の収集を最優先に取り組んだ。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	発災後、被害状況の把握を開始するも通信網の遮断により情報収集は極めて困難。
平成23年3月12日	<u>造船関連事業者の被害状況把握のため海上安全環境部船舶検査官及び各運輸支局、海事事務所と連携し現地調査を開始。</u>
平成23年3月16日	海事局船舶産業課長通達発出。 国海産第566号「事業所における地震等の自然災害時における事故防止について」
平成23年3月18日	海事局において造船関連事業者に係る情報共有を図ることを目的として関係団体による連絡会を開催。（以降、定期的に開催）
平成23年4月5～7日	海事局船舶産業課とともに <u>石巻地区、気仙沼地区、塩釜地区の現地調査</u> を実施し、現地の自治体及び事業者からの要望を聴取。
平成23年4月20日	海事局船舶産業課長通達発出。 国海産第47号「東日本大震災に伴う造船関連事業者の雇用の維持・確保について(協力依頼)」
平成23年4月20日	被災造船関連事業者に対して復興に向けた取り組みを検討するためのアンケート調査を実施。平成24年11月までに定期的に実施。



津波に襲われる気仙沼の造船所群 H23.3.11

■造船所の被害状況調査

東北運輸局が管轄する太平洋沿岸の被災4県で造船関連事業者が立地する青森県八戸市から福島県いわき市に至る地域は、沿岸部を走る鉄道距離にして優に500kmを超えるほどの広範囲な地域であり、交通インフラの甚大な被災状況と相まって、関連事業者の被害状況調査を行う上で大きな障害となった。

出先機関である運輸支局、海事事務所もまた甚大な被害を受け、勤務する職員自体も被災したが、被災地域のインフラ復旧に合わせて徐々に情報収集を開始した。特に造船所及び造船関連事業者の情報収集に関しては、東北運輸局の他部署及び出先機関の担当者と連携し、現地調査による情報収集に努めた。



東北運輸局による塩竈市内造船所の現地調査
H23.3.13



海事局船舶産業課と東北運輸局による現地調査
(気仙沼市 木戸浦造船)H23.4.6

■造船所の被害概要

造船所の施設・設備については、地震による地盤沈下と船台レールの損壊、津波による工場建屋の損壊と、設備・工具類の流出、浸水によるクレーン車、溶接機、キュービクルなど電気設備の全損が各地に共通する被害であった。

特に地盤沈下の影響は大きく、1m程も沈下した地域もあり、船台の陸上部の長さが短くなったことによる上架能力の低下は深刻な問題となった。

造船所の震災被害概要

- **青森、岩手、宮城、福島の造船所 37社で壊滅的被害**
(被害総額:約280億円)
- 新造船や修繕中の船舶が造船所から多数流出、漂流し陸揚げ、沈没。
- 被害の大半は津波が原因であり各社に共通して以下のような被害があった。
 - 敷地・船台: 前面水域(海底に船台レール設置)にがれき・ヘドロが堆積。
海底形状の変形や敷砂利が流出、海底のレールも変形。
地盤沈下により上架能力が低下
 - 建屋・設備: 津波により全壊、あるいは1階部分が冠水、工作機械、電気設備壊滅。

■造船所の被害状況

造船所の所在地



津波により陸に上がった作業船
(八戸市)



船台を残し工場が全壊した造船所
(岩手県大槌町)



造船所構内に散乱する大型漁船
(気仙沼市)



地盤沈下した船台と全壊した工場
(岩手県大船渡市)

■復旧・復興に向けた要望事項の把握

国土交通本省においては、造船関係団体からなる「東北地方太平洋沖地震に関する造船関連産業連絡会」を震災発生1週間後の平成23年3月18日から毎週開催し、関係団体から情報を収集、東北運輸局からの情報に加えて、水産庁とも連携し被害状況と復旧に向けた要望事項の把握を開始した。

また、同年4月には、被災造船関連事業者に対して復興に向けた取組みを検討するためのアンケート調査を開始した。

これらのきめ細かい状況・要望把握についての取組みが、その後の多岐にわたる支援、補助制度の創設等として結実することとなる。

地震により建造船台から滑り降りる新造船(石巻市)



石巻港内を漂流した後、沈没した新造船
(石巻市)



地盤沈下により上架能力が低下した造船所(いわき市)



海事局船舶産業課と東北運輸局による現地調査
気仙沼市造船関連事業者や市長から要望を聴取 H23.4.6

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月

第5節 緊急物資輸送

第5節 緊急物資輸送



震災後、真っ先に必要となったのは、住宅を失った被災者の方々が生き延びるための食料をはじめとする緊急支援物資の確保であり、そのためには、物資の輸送を迅速に行う必要があった。

東北運輸局は、県、市町村、トラック協会(事業者)、倉庫協会等と協力し、迅速かつ適切な緊急支援物資の輸送の支援を行った。

年月日	東北運輸局の対応
平成23年3月11日	各県トラック協会、災害時における緊急物資輸送に関する締結に基づき対応開始。
平成23年3月12日	交通環境部長等が東北倉庫協会連合会長を訪問し、緊急時物流体制の早期構築に係る支援協力を要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月14日 岩手県は「アピオ」を物資拠点に選定 ・ 3月17日 宮城県は倉庫協会との協定に基づき民間営業倉庫への受入を開始 ・ 3月16日 福島県は倉庫協会の働きかけにより民間営業倉庫への受入を開始
平成23年3月13日	交通環境部長及び自動車交通部長が、東北倉庫協会連合会長及び各県トラック協会会長並びに各県に対し、物流の専門家(物流事業者等)派遣について働きかけ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月21日 岩手県トラック協会職員が「アピオ」に正式派遣 ・ 3月14日 宮城県倉庫協会から物流の専門家が県災害対策本部に駐在 ・ 4月1日 福島県トラック協会職員が県災害対策本部へ正式派遣
平成23年3月16日	東北運輸局長から東北経済産業局長に対し、救援物資の輸送に係る燃料供給確保について要請。
平成23年3月19日	<u>交通環境部長が、物流の専門家と共に宮城県における救援物資輸送体制の実態を調査。</u> (県災害対策本部、物資保管拠点、松島町、東松島市の災害対策本部・避難所等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月20日 岩手県(遠野市、釜石市)で実態調査 ・ 3月25日 福島県、いわき市で実態調査 ・ 3月27日 宮城県石巻市で実態調査
平成23年3月31日	<u>交通環境部物流課・各支局事務所職員による「避難所等調査隊」の体制を確立し、現地避難所等の調査を開始。</u>
平成23年4月5日	交通環境部主催による「宮城県安定輸送プラン実現のための検討会議」を実施。県、トラック協会、倉庫協会等関係者間が、現状・課題・対応策について情報、認識を共有化。
平成23年4月27日	石巻市において、自衛隊から民間事業者への救援物資輸送の円滑な移行に関する協議会を実施。(4月27日、5月12日、5月19日)自衛隊、政府現地対策本部、石巻市等関係者の検討を支援し、移行を実現。



盛岡市緊急物資拠点施設(アピオ) H23.4.1



実態調査(仙台市内) H23.3.19



実態調査(いわき市内) H23.3.25



救援物資を積み 出発するトラック
H23.3.13 /岩手県トラック協会提供



宮城県災害対策本部に常駐する宮城県倉庫協会派遣職員
H23.3.22



(上)遠野市緊急物資保管拠点の実態調査
(下)遠野市災害対策本部にて本田市長と面談
H23.3.20



自衛隊から民間事業者への救援物資輸送の円滑な移行に
関する打合せ(石巻市役所) H23.4.26

■東北運輸局避難所等調査隊による現地調査実績

県	調査箇所(延べ数)	調査人員(延べ数)
青森県	27	52名
岩手県	48	96名
宮城県	78	156名
福島県	41	82名
合計	194	386名

県によっては、支援物資の仕分けや在庫管理等の業務に精通した者が不十分であったため、円滑な輸送や物資集積拠点運営等に支障を生じた。末端避難所まで支援物資が届いていない箇所が多く存在し、報道で大きな問題となった。

このような事態を解消するため、支局等職員による「調査隊」を末端避難所等に派遣し、救援物資輸送の現状調査を行った。

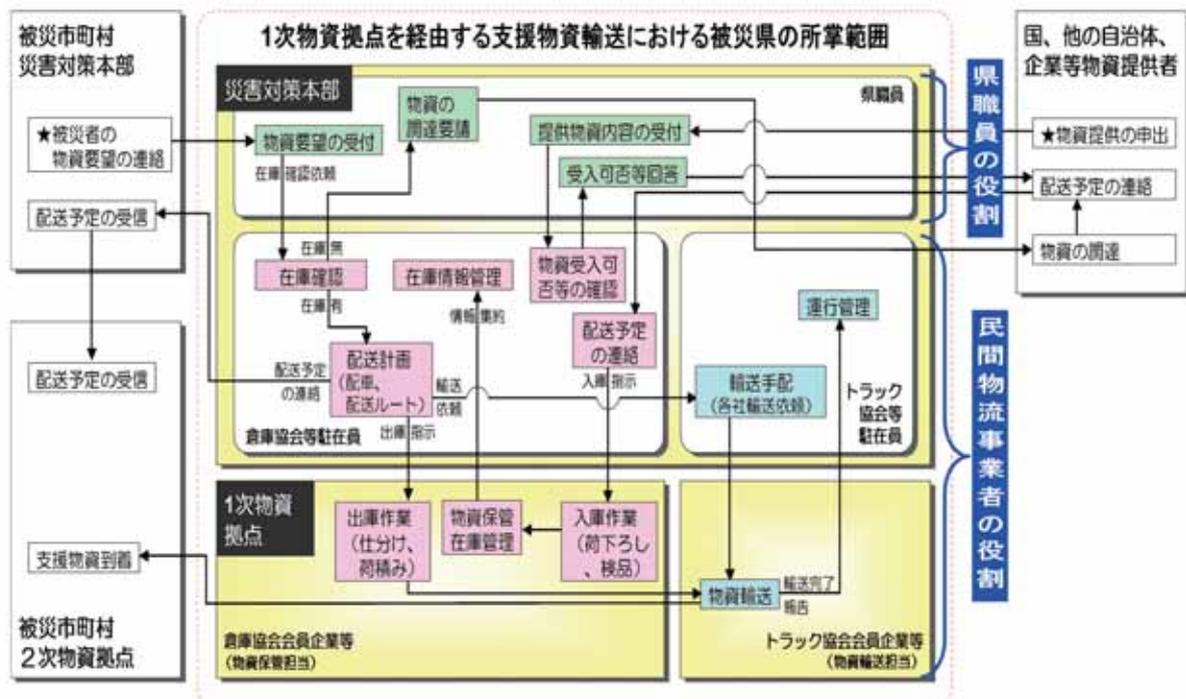
タイムラグ等による認識の違いやミスマッチを確認するとともに、県災害対策本部への情報提供を行い、関係者の調整を図った。



避難所における実態調査(女川町) H23.4.8

■被災県における県職員と民間物流事業者の役割分担

(県の災害対策本部と1次物資拠点の例)



第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月～

第6節 離島航路・旅客船

第6節 離島航路・旅客船



離島航路・旅客船等発着施設の流出、岸壁の地盤沈下、航路上への瓦礫の流入等、甚大な被害のため、旅客航路事業の再開は困難を極めた。

東北運輸局は、航路啓開作業実施の働きかけ及び代替船舶調達に係る仲介、人的支援等を実施し、離島住民の生活航路の早期復旧を最優先に取り組んだ。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	離島航路事業者の被害把握を開始するも、気仙沼・石巻・女川の3地区は通信不能。
平成23年3月15日	宮城県に対し航路啓開作業の実施を働きかけ。
平成23年3月18日	民間船舶（クルーズ客船等）による被災者支援の申し出を受け、関係者に係る調整を開始。
平成23年3月20日	<u>独立行政法人航海訓練所練習船「銀河丸」が宮古港に入港し、翌21日から2日間、船内で入浴と食事提供等を実施。</u>
平成23年3月20日	シーパル女川汽船(株)への人的支援等を開始。
平成23年3月22日	<u>川崎近海汽船(株)が運航再開。</u> （青森～苫小牧航路）
平成23年3月24日	<u>網地島ライン(株)が運航再開。</u> （発着所変更、寄港地限定）
平成23年3月25日	<u>海事振興部長より全国の運輸局等に大島汽船(株)の使用船舶調達への協力を要請。</u>
平成23年3月26日	<u>塩竈市営汽船が運航再開。</u>
平成23年3月30日	<u>大島汽船(株)が運航再開。</u>
平成23年3月30日	気仙沼市において大島汽船(株)浦ノ浜～気仙沼航路のフェリー就航等に係る打合せを実施。
平成23年4月11日 ～17日	<u>外航クルーズ客船「ふじ丸」が、大船渡・釜石・宮古の3港において入浴及び食事提供等を実施。</u>
平成23年4月13日	旅客航路事業者現地調査を実施。（石巻市、女川町）
平成23年4月14日	中国運輸局の協力により、広島県江田島市から無償によるフェリーの期間用船が実現し、大島汽船(株)に無償貸与が決定。 【運航期間：平成23年4月27日～平成24年2月29日】

■離島航路事業者の運航再開までの軌跡

宮城県内の離島航路事業者は、使用船舶を失ったり、事務所等が全流出したりするなど物的にも人的にも甚大な被害を受けた。

離島住民の生活の足を早期に復旧させるため、当局は、県等への港湾の啓開作業の働きかけ及び代替船舶調達にかかる仲介、人的支援策等を展開。

平成23年7月25日(月)にシーパル女川汽船(株)の暫定運航が再開し、県内離島4航路が全て復活となった。



気仙沼で運航再開を待つ「ドリームのうみ」 H23.4.22



網地島ライン(株)



- ・発着所を石巻工業港に移し、H23.3.24 にカーフェリー1隻により寄港地を限定して運航再開。
- ・震災復興支援の一環として、H23.4.15 まで無料運航を実施。



塩竈市営汽船

- ・本省と連携し、航路啓開について東北地方整備局や県と折衝することにより、航路の浚渫を依頼し、H23.3.26 運航再開。
- ・震災復興支援の一環として、H23.5 月末まで無料運航を実施。

大島汽船(株)



- ・旅客船は、県内の旅客船事業者から1隻を用船し、H23.3.30より1日8往復にて運航再開。

シーパル女川汽船(株)



- ・運輸局担当職員が会社機能回復を支援(補助金事務、酒田市職員の派遣調整等)。
- ・用船「ヘガ」(小型旅客船)によりH23.7.25に運航再開。
- ・震災復興支援の一環として、H23.9 月末まで無料運航を実施。

■民間船舶（クルーズ客船等）による被災者支援

避難所生活を余儀なくされた被災者のため、民間事業者等からレストランやシャワー等の施設を完備したクルーズ客船等を用いた支援の申し出があり、東北運輸局は関係機関との調整を実施した。



銀河丸
((独)航海訓練所練習船)

- ・ H23.3.20 宮古港入港
- ・ H23.3.21～22 入浴・食事提供等
- ・ 利用者：216名



ふじ丸(外航クルーズ客船)

- ・ H23.4.11～17 大船渡・釜石・宮古にて入浴・食事提供等
- ・ 利用者：大船渡港 1,786名、釜石港 593名、宮古港 2,072名



テクノスーパーライナー
OGASAWARA

- ・ H23.5.17～31 石巻港にて船内宿泊、食事・シャワー提供等
- ・ 利用者：1,635名

主な支援内容

- ① 食事の提供
- ② 船内での入浴・シャワーの提供
- ③ 客室（くつろぎ空間）やキッズルームの提供
- ④ 映画鑑賞
- ⑤ 公衆電話の無料開放や携帯電話の無料充電
- ⑥ 緊急救援物資（生理食塩水・軽油・ガソリン・医薬品等）の提供
- ⑦ 健康相談 等



船内での様子(ふじ丸)



健康相談の様様(銀河丸)



船内に掲示された三井造船(株)社員の激励メッセージ
(OGASAWARA H23.5.17)

被災者支援のため三井造船(株)玉野事業所(岡山県玉野市)から出航する OGASAWARA H23.5.14



第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月

第7節 船舶検査・測度登録・船員

第7節 船舶検査・登録測度・船員



津波により、多くの船舶が陸揚げや沈没という被害を受けたが、被災船舶の検査業務や漁業従事者である船員の雇用業務を担う太平洋沿岸部の運輸支局・海事事務所もまたすべて津波による被害を受け、業務を停止せざるを得なかった。

業務再開までの間、本局において業務を代行し、多くの特例措置等により緊急事態に対応した。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月14日	海事事務所の業務を本局にて代行開始。
平成23年3月14日	<p><u>「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて」により、船舶検査等に係る規制の弾力的な運用を開始。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査等の申請 FAX やメール等での申請、添付書類一部省略可 検査証書等の有効期間 H24.3.13までに満了する検査証を3ヵ月延長 定期的検査時等の処理 写真、電話等による現状確認により検査終了 検査中船舶等の取扱 他運輸局での受験手続きに係る委嘱手続を実施
平成23年3月15日	「福島原発沖における船舶の航行について」（海事局事務連絡）沿海区域を超えた航行を認める緊急避難措置を開始。
平成23年3月15日～	陸揚げされた船舶の状況調査を実施。（平成23年8月まで）
平成23年3月16日	<p><u>「東北地方太平洋沖地震に伴う海技免状及び船員法関係取扱について」により、被災地で救助・救援業務に就く船舶乗組員等に係る関係規定の弾力的な取扱を開始。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 免許申請 試験合格後から申請までの有効期間を延長 海技免状等の有効期限 震災日以降の期限切れを更新講習受講で更新可 海技免状等の再交付 震災で流失した免状、免許証を無料で再交付 船舶職員乗組み基準 一時的に係留して被災者の入浴・宿泊等に用いる船舶への適用を緩和 雇入契約成立等の届出 事後届け可 船員手帳の交付 事後申請可
平成23年3月18日	船員の雇用保険失業給付の特例措置を開始。
平成23年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 「失業認定日」の取扱、給付手続き窓口、休業時・離職時の特例措置 <p>海技士国家試験（宮古市：3月15日～）を、開催地被災のため、仙台市に変更して実施。</p>
平成23年3月24日	被災船舶が受検可能な地域へ回航するための検査を実施。
平成23年3月25日	「東北地方太平洋沖地震に伴うがれき等の運搬について」（海事局事務連絡）により、特殊貨物船舶運送規則に基づく運輸局長の確認を省略する等、弾力的な運用を実施。
平成23年3月30日	気仙沼海事事務所が気仙沼魚市場屋上倉庫に連絡室を開設。業務を一部再開。
平成23年4月6日	石巻海事事務所が石巻合同庁舎3階に仮事務所を開設。業務を一部再開。
平成23年4月7日	気仙沼市にて船舶所有者を対象に「雇用保険・雇用調整助成金に関する説明会」を実施。宮城労働局・ハローワーク気仙沼と連携。

■船舶検査・船員免許等に係る特例措置

本省海事局から発出された「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱い（平成23年3月14日付事務連絡）」等を受け、震災を考慮した申請手続きの特例措置を実施し、規制の弾力的な運用を図った。

船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地において船舶検査受検中だった船舶等について、他の運輸局等で受検できることとし、東北運輸局が委嘱手続を行う旨、周知した。

震災時の船舶検査受検中船舶隻数（担当部局別）は、右表のとおりである。

八戸	6隻	宮古	4隻
気仙沼	19隻	石巻	5隻
小名浜	6隻	本局	2隻

船員法事務の特例措置

船員法に基づく、様々な事務についても次の特例措置を実施した。

- (ア) 雇入契約成立等の届出について、事後の手続きを認めた。
- (イ) 船員手帳の事後的交付申請を認めた。
- (ウ) 郵送による船員手帳再交付を認めた。

平成23年中の震災流失による再交付件数は右表のとおりである。

海技免状	254件
小型船舶操縦免許証	5428件
船員手帳	342件
衛生管理者適任証書	42件
救命艇手適任証書	3件
船舶料理士資格証明書	4件



津波で壊れたキオスク端末機
(福島運輸支局小名浜庁舎) H23.3.13



気仙沼海事事務所
連絡室 H23.3.30



岩手運輸支局（宮古庁舎）、気仙沼海事事務所、石巻海事事務所及び福島運輸支局（小名浜庁舎）の庁舎が被災し業務が停止したが、順次、仮事務所等を設置して船員職業安定業務等を再開した。

業務が再開するまでの間、被災支局・事務所にかわり本局において電話による求人紹介等を実施した。

第1章 初期対応 ～震災から1ヵ月～

第8節 自動車検査・登録

第8節 自動車検査・登録



多数の自動車が津波で流出し、被災台数は宮城県だけで14万6千台と推計された。これらの自動車に係る抹消登録等が必要となったが、被災自動車のユーザーもまた被災者であり、申請どころか相談に出向くこともできず、不安な状況が続いていた。

東北運輸局は、移動相談所の開設、出張登録の受付、その他特例措置等により、ユーザーの相談に対応した。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	<p>停電のため、MOTAS、検査機器が使用不可能（福島、いわきを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月12日 岩手・秋田・山形支局 停電復旧 ・ 3月13日 八戸事務所 停電復旧 ・ 3月16日 宮城支局 停電復旧
平成23年3月14日	<p><u>被災地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に4月11日まで）</p>
平成23年3月16日	<p><u>限定自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に4月11日まで）</p> <p><u>計画停電地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（秋田県・山形県の全域を対象に4月16日まで）</p>
平成23年3月19日	<p><u>災害復旧車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県において救助、災害復旧等に使用されている自動車を対象に4月19日まで）</p>
平成23年3月23日	<p><u>保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を延長。</u></p>
平成23年3月26日	<p>永久抹消登録申請時の特例的取扱を開始。</p>
平成23年3月30日	<p>津波により海水に浸った車両のユーザーへの注意事項をホームページへ掲載。以後、移動自動車相談所やテレビ等で周知。</p>
平成23年4月5日 （公示：平成23年4月10日）	<p><u>被災地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県の一部・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に5月11日まで）</p> <p><u>限定自動車検査証・災害復旧車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県の一部・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に5月11日まで）</p>
平成23年4月7日	<p>岩手・宮城・福島運輸支局は、関係団体等の協力を得て、避難所等に移動自動車相談所を開設。廃車等諸手続の相談対応、自動車の無料点検を実施。</p> <p>（4月21日まで、岩手8回、宮城13回、福島12回、合計33回実施）</p>

■自動車検査証等有効期間の伸長

震災により自動車整備工場をはじめとする自動車関係機関が業務を停止し、また、自動車ユーザーが仮設住宅に避難するなど自動車検査を受けることができない状況ではなかった。



津波を受けた車検場(大船渡市) H23.3



津波を受けた自動車整備工場(大船渡市)H23.3

このため、東北6県のうち、被害が甚大であった4県及び東北電力の計画停電対象となる2県に使用の本拠の位置を有する車両並びに被災地域で活動する災害復旧用車両について、自動車検査証等の有効期間を発災日から最大1ヶ月伸長することを、震災発生3日後に公表した。

その後、道路・橋梁等のインフラ及びライフラインの復旧状況、整備工場の稼働状況、受検状況等を踏まえ、対象地域を限定しながら再伸長及び再々伸長を行った。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	山形県	秋田県
伸長 被災地車両の	1回目	全 域 4/11まで				—	—
	2回目	一部地域 5/11まで	全 域 5/11まで			—	—
	3回目	—	一部地域 6/11まで			—	—
伸長 災害復旧車両の	1回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 4/11まで				—	—
	2回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 5/11まで				—	—
	3回目	—	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 6/11まで			—	—
の 延長 限定検査証	1回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 4/11まで				—	—
	2回目	一部地域 5/11まで	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 5/11まで			—	—
計画停電に伴う伸長						全域 4/16まで	全域 4/16まで

■移動自動車相談所の設置



(上) 役場での自動車相談(七ヶ浜町) H23.4.7
(下) 役場での自動車相談(山元町) H23.4.13

(上) 避難所での自動車相談(大船渡市) H23.4.8
(下) 自動車の無料点検(七ヶ浜町) H23.4.7

本来であれば、抹消登録申請、自動車税の課税停止申請等の手続きを行ったり、自動車整備工場に行き安全点検を受けたりするところではあるが、被災自動車のユーザーもまた被災者であり、避難所生活の方も多かったため、これらの申請手続きができないまま不安な状況が続いていた。

このような不安を解消するため、岩手・宮城・福島運輸支局は、自動車整備振興会の協力を得て、避難所等で「移動自動車相談所」を開設し、津波等で被害を受けた自動車ユーザーに対し、廃車等の諸手続や自動車の無料点検を実施した。



相談内容・内訳

相談者総数 1,611名

相談事案	相談件数
流出・損壊等による抹消の相談など登録関係	1,371件
自動車税関係(市町村税を含む)	1,127件
海水に浸った車両に関する相談など整備関係	150件
車検の伸長関係	69件
自動車の無料点検(台数)	87台